

請負工事成績評定の公表に関する取扱要領

(総則)

第1 この取扱は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日法律第127号）第16条及び同指針第2の第4－（1）に基づき、枚方市請負工事成績評定要綱第6条に規定する評定の結果の公表に関する取扱を定めるものとする。

(公表の対象)

第2 公表の対象は、「枚方市請負工事成績評定要綱（以下「評定要綱」という。）」第5条第1項の規定により受注者に対して評定の結果を通知する請負工事とする。

(公表の方法)

第3 公表は、「工事完了検査評定結果書（以下「評定結果書」という。第1号様式）」を閲覧する方法で行うこととする。

2 前項の評定結果書は、「完了検査結果及び工事成績評定結果通知書」を受注者に通知する日の属する月分を、当該月の翌々月から指定のファイルに綴るものとする。

(公表の期間)

第4 行政資料コーナーにおいて閲覧に供する期間は、第3の第2項の通知する日の属する年度の翌年度とする。

附 則

この取扱は、平成25年4月1日から施行する。